

令和 6 年11月定例会 防災・環境対策特別委員会（事前）

令和 6 年11月27日（水）

〔委員会の概要〕

木下委員長

ただいまから、防災・環境対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について（説明資料）

【報告事項】

○宅地造成及び特定盛土等規制法について（資料 1）

勝間危機管理部長

11月定例会に提出を予定しております防災・環境対策関係の案件につきまして、防災・環境対策特別委員会説明資料により御説明を申し上げます。

まず、私からは歳入歳出予算の総括及び危機管理部関係について御説明を申し上げ、順次、各所管部局から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明資料の 3 ページを御覧ください。令和 6 年度一般会計予算の総括でございます。

11月補正予算案の総額は、左から 3 列目補正額欄の最下段に記載のとおり、1 億 9,200 万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、537 億 5,769 万 7,000 円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続いて、8 ページを御覧ください。危機管理部関係の債務負担行為でございます。

防災対策推進課の南海トラフ巨大地震等対策事業費に係る補助金でございますが、市町村におきまして、切迫する南海トラフ巨大地震を見据え、津波避難困難者ゼロの実現や、避難所 QOL 向上に向けて、緊急防災・減災事業債等を活用して緊急的に取り組む事業に対して、県として、新たな支援制度を創設することとしており、この支援に要するものとして、令和 7 年度に、限度額 2 億円の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

朝田県土整備部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料の 3 ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の左から 3 列目の補正額の欄、下から 4 段目に記載しておりますとおり、県土整備部

におきましては、1億9,200万円の増額をお願いしております。

補正後の予算額は、その右隣の計の欄、329億3,562万3,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

4ページを御覧ください。補正予算に係る部局別主要事項説明でございます。

住宅課といたしまして、建築物耐震化推進費として1億3,000万円の補正をお願いしております。

次に、5ページを御覧ください。河川政策課といたしまして、河川管理費として6,200万円の補正をお願いしております。

次に、7ページを御覧ください。繰越明許費でございます。

一般会計につきまして、9月に翌年度繰越明許費をお認めいただいたところ、先ほど説明いたしました河川政策課の河川管理費につきまして、全額追加をお願いするものであります。翌年度繰越予定額は、表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、6,200万円となっております。

次に、9ページを御覧ください。2、その他の議案等のうち、（1）請負契約でございます。

ア、徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち電気工事に係る請負契約でございますが、一般競争入札により、資料に記載の共同企業体が落札いたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、1点、御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。宅地造成及び特定盛土等規制法についてでございます。

激甚化・頻発化している雨の降り方に伴う土砂災害のうち、人為的な盛土等で発生する土砂災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法に基づき、全国的に進められている危険な盛土等の規制を実施してまいります。

具体的には、2、概要にありますように、対象は、一定規模以上の人為的な盛土や切土等の工事、区域は、知事が指定するため、別紙1のとおり、全県域を網羅する候補区域（案）としております。次に、3、今後のスケジュールとしましては、議会での御論議を踏まえた後、候補区域（案）のパブリックコメントや、市町村への意見照会を実施してまいります。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

木下委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いします。

それでは、質疑をどうぞ。

重清委員

11月補正予算案に計上されている事業についてお伺いいたします。

切迫する南海トラフ巨大地震を見据え、市町村が実施する津波避難困難者ゼロの実現や、避難所QOL向上に資する施設・設備に対し県から支援を行うとのことで、先ほど勝間危機管理部長から債務負担行為について説明がありましたが、まず、この事業について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

披田防災対策推進課長

ただいま、重清委員から、新しい支援制度が具体的にどのようなものかという御質問がありました。

これにつきましては、能登半島地震の発生や、南海トラフ地震の臨時情報の発表を通じまして、早急に対応すべき課題を改めて意識したところでございます。

また、徳島新未来創生総合計画において、KPIに津波避難困難者ゼロを掲げるとともに、助かった命をつなぐ避難所QOL向上を推進することとしており、これらの着実な達成が求められているところでございます。

これまで県では、緊急防災・減災事業債の活用による市町村の災害対策を促進してきたところではございますが、緊急支援の実施により、市町村の防災・減災対策の飛躍的な推進を図ることができると考えております。

具体的には、市町村が緊急防災・減災事業債などの地方債や国の補助制度を活用しまして、津波避難タワーや津波避難経路、津波避難場所の整備など、津波避難困難者ゼロの実現を目的とする事業、また防災資機材等の備蓄施設、指定避難所の空調機や、非常用電源の整備など、避難所QOL向上を目的とする事業、これを緊急的に実施する場合に実質的な地方負担分の3分の2を算定基準として支援をするという事業でございます。

重清委員

市町村の実質負担額を軽減する支援制度とのことでございますが、新しい制度を作った以上は実際に活用してもらえるよう、現場である市町村にとって使いやすいものでなくてはならないと思います。

せっかく作ったのですから、市町村に反対されるようでは話になりません。今回の支援制度を作るに当たって、市町村をはじめ関係者からの意見を聞き取ったのかについてお伺いをいたします。

披田防災対策推進課長

重清委員から、市町村をはじめ、どのような意見を聞いたかという御質問を頂きました。

津波避難困難地域につきましては、先ほども申しましたが、徳島新未来創生総合計画にできるだけ早期の解消を定めております。

このため、県としても津波避難困難地域を有する沿岸市町と今後どのような対策を講じるべきか等、協議を重ねているところでございます。

その際、関係市町からは、津波避難タワーを早急に整備する必要があるといった声がある一方で、複数の津波避難タワーの整備は財政的に厳しいと伺っております。

また、避難所QOLの向上につきましては、能登半島地震の教訓を踏まえた避難所ワーキンググループを設置しまして、具体的な検証を行ったところでございます。

その中で、避難所運営に必要な物資や資機材等の迅速な確保、避難所のエアコンをはじめ良好な生活環境の確保、また住民主体の円滑な避難所運営などの課題が挙げられたところでございます。

こういったところの課題・ニーズを踏まえまして、今回市町村の取組を支援する制度を創設したところでございます。

重清委員

市町村や関係者の意見が反映されているようで安心いたしました。

切迫する南海トラフ巨大地震をはじめ、大規模災害はいつ、どこで起こっても不思議ではありません。昨日も石川県で震度5弱という地震が発生いたしました。

市町村では住民の命を守るため、現在もできることから対策を進めていることと思いますが、今回の支援制度は、市町村がいつ実施する事業が対象になるのか、お伺いをいたします。

披田防災対策推進課長

いつ実施する事業が対象になるかという御質問でございます。

県におきましては、今年度当初から知事・市町村長会議をはじめ、あらゆる機会を通じまして、緊急防災・減災事業債を活用した南海トラフ巨大地震対策の推進を図らせていただいたところでございます。

これに呼応し、今年度市町村におかれましては、重清委員のお話のとおり、でき得る対策から具体化を進めていただいているところでございます。

こうした市町村における取組を更に次につなげていくため、今年度既に着手した事業も支援の対象としたいと考えております。

また、本県では切迫する南海トラフ巨大地震が、いつ発生してもおかしくないと考えております。

このため、この度の11月補正予算案で、市町村を強力に後押しする緊急支援制度を打ち出し、まずは、緊急防災・減災事業債が活用できる来年度までに着手する事業に対しまして、緊急的に支援を行うこととしたいと考えております。

重清委員

分かりましたけれど、事業の制度が分かりにくいので、市町村に対して分かりやすく説明するとともに、実効性のある対策は早急に講じられるよう、市町村としっかりと連携しながら、スピード感を持って県民の安全・安心の確保を図ってもらうことを要望しておきます。

南海トラフ巨大地震は、耐震化したら、地震に対しては大丈夫なのです。津波に対しては、高台避難があったら命は助かります。それと、一番大事なのが、孤立をしたときに道路があったら、カバーできるんですけど、大体まだ、私たちの地域は、この三つが十分できておりませんので、そこらをしっかりとさせていただきたい。特に道路は、何十年と掛

かりますので、早く着手してほしいと強く要望して、終わります。

沢本委員

朝田県土整備部長から御報告がございました盛土規制法について、昨日も県土整備委員会で議論がありましたが、今一度伺いたします。

近年の地球温暖化の影響に伴う気候変動によりまして、豪雨災害が激甚化、頻発化する中、本年度も全国各地で多くの土砂崩れや洪水などの報道を耳にいたしました。

今回、激甚化、頻発化している土砂災害に対応するため、危険な盛土等を規制するというところでございますが、まず盛土規制法の内容と、これまでの取組状況について伺いたします。

山本河川政策課長

ただいま、沢本委員より、盛土規制法の内容と取組状況に関する御質問を頂きました。

盛土規制法につきましては、令和3年に静岡県熱海市で発生しました大規模な土石流災害を契機といたしまして、制定されたものでございます。

土砂災害の発生といたしましては、自然界に存在いたします山や崖が、大雨により崩落する、いわゆる自然災害がございますが、この度の盛土規制法につきましては、土砂災害につながるおそれのある、全ての人為的な盛土や切土を規制いたしまして、住民の生命や身体を守ることを目的としているものでございます。

具体的には、知事が規制区域を指定いたしまして、その区域内で一定規模以上の盛土などを行う際、工事着手前に技術的な基準の適合確認でありますとか、工事遂行の施工能力を確認した上で施工を許可することといたしておりまして、工事中につきましても、中間検査の実施でありますとか、工事完了日の完了検査など、許可基準に沿った安全対策の状況確認を行うこととなっております。

これまで規制区域の指定に向けまして、国のガイドラインでありますとか、他県の指定状況を参考にしながら、市町村の御意見も踏まえ作業を進めてまいりまして、この度、候補区域案として取りまとめ、御報告させていただいたものでございます。

沢本委員

人為的な全ての盛土、切土等を、工事着手する前に、県が技術的な観点から安全性を確認して施工を許可するとともに、工事中においても状況確認を行うということでありませう。非常に重要な取組であると認識いたしました。

盛土規制法の対象となる工事となりますと、山間部の残土処理や、平野部では住宅や店舗の造成工事、そのあたりが考えられますが、年間何件ぐらいの想定をされているのでしょうか。

山本河川政策課長

ただいま、沢本委員より、年間の想定件数に関する御質問を頂きました。

盛土規制法の対象工事といたしましては、山間部におけます斜面での盛土や切土の工事、市街地におけます開発工事などが想定されておりまして、既に本年1月より盛土規制

の運用を開始しております、自治体規模に近い鳥取県につきましては、これまで鳥取県内で26件の実績があると伺っているところでございます。

また、盛土規制法につきましては、沿岸の開発行為を禁止するものではなく、飽くまで技術的な観点から危険な盛土等を規制するものでございまして、県といたしましては、県民の生命財産を守り、安全安心な県土づくりにつながるものと考えております。

沢本委員

確認しましたところ、全国で20弱ぐらいの自治体で実際に運用が始まっているということでございますが、先ほど御答弁にございました鳥取県では、運用開始から26件の実績ということで、自治体規模で考えますと、おおよそ、それが一つの目安になるのかなと思います。また、民間の開発行為を禁止するというものではなく、安全安心なまちづくりを目指す取組につながるものと理解させていただきました。

私も9月定例会の代表質問で、那賀川の川づくりについて質問をさせていただきました。その中でハードとソフト、開発と規制を組み合わせた流域治水による地域の安全安心を守る取組が始まっているという旨、御答弁を頂いたところでありますが、盛土規制に関しましても、ソフト面から地域の住民を守る一連の取組が必要であると考えます。そのあたりの御認識をお伺いいたします。

山本河川政策課長

ただいま、沢本委員より、盛土規制の取組に関する御質問を頂戴いたしました。

大雨による激甚災害の対応といたしましては、9月の本会議で答弁させていただきました、従来から堤防整備やダムの再生など、ハード整備はもちろんのこと、水田への貯留機能を活用いたしました田んぼダムでありますとか、住民の防災意識の向上など、あらゆる関係者が協働いたしまして、それぞれの役割分担の下で被害を軽減する流域治水の取組が始まっているところでございます。

この度の取組は土砂災害に対するソフト対策でございまして、盛土規制法に基づき、人為的な全ての盛土等につきまして、安全性を確認する取組を新たに始めるものでございます。

県といたしましては、この盛土整備に関する取組を周知いたしまして、広く県民の皆様から御意見を頂くため、12月にパブリックコメントを実施することを予定いたしております。一日も早い運用開始に向けまして、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

沢本委員

昨日に続き、本日も御答弁を頂きまして、盛土規制法に関する取組状況について、よく分かりました。

冒頭、山本河川政策課長からもございました、熱海の土石流災害も、まだ記憶に新しいかと思います。自然災害はもちろんですが、盛土などの人為的な災害の発生を防止するということは、住民の安全・安心を守る、大変重要な取組であると思います。引き続き、市町村との連携も深め、しっかりと準備をしていただきたいと思います。

北島委員

先ほどの沢本委員からの質問について、確認だけさせてください。

安全性の適合を確認するとありますけれども、盛土の安定計算であるとか、そういったところまで基準を設けるのか、基準は明確にされているのでしょうか。

木下委員長

小休します。（10時55分）

木下委員長

再開します。（10時55分）

山本河川政策課長

ただいま、北島委員から、規制の基準に関する御質問を頂戴いたしました。

今回、規制区域の案をお示しさせていただいたところでございますけれど、規制した場合、盛土規制法に基づく規模につきましては、いろんな種類がございます。今、ある程度具体的に御説明させていただきますと、区域といたしましては、宅地造成等工事規制区域、主に市街地、こちらのほうで規制を掛けるものにつきましては、例えば盛土ですと高さ1mを超える崖、崖というのは地表面に対して角度30度以上を崖と称しますけれど、1mを超える盛土であれば規制に掛かるということになっております。

逆に切土でいきますと、高さが2mを超えると規制に掛かってきます。

盛土のとき、切土を同時に行う場合もございますので、そういう場合は2mを超える崖、あと角度は関係なく、盛土で高さが2mを超えるものであれば規制に掛かってくる、あと面積要件として、盛土又は切土が500㎡を超えても規制の対象となるなど、いろんなパターン、基準がございます。

一時仮置きの堆積につきましても、最大時の高さが2mを超え、かつ面積300㎡を超えるものでありますとか、面積が500㎡を超えるものについては規制の対象になるということになります。

もう一つの区域として、特定盛土等規制区域でございます。主に山間部等になるかと思っておりますけれど、こちらについては、若干基準、数値が緩くなりますけれど、盛土・切土につきまして、盛土の場合、高さが2mを超える崖、切土が5mを超える崖、盛土・切土を同時に行う場合も5mを超えるものが規制の対象となります。

角度に関係なく、盛土で高さ5mを超えるもの、面積といたしまして、盛土又は切土で3,000㎡を超えるものが規制の対象となっております。

一時仮置きの堆積につきましては、最大時の堆積する高さが5mを超えてかつ、面積は1,500㎡を超える、若しくは最大時に堆積面積が3,000㎡を超える。こういう形で基準が決まっております。

許可に当たりましては、基本的には山間部における盛土の高さについては15m以下を基本としておりまして、盛土内の排水装置の設置や、擁壁、崖面の倒壊防止システムの設置でありますとか、更に15mを超える場合には、北島委員からお話がありました、安定計算

も義務付けがされることとなっております。

こういったことで、今、国から技術的な基準として示されておりますので、これにのっとった形で審査を進めていくようになると思っております。

北島委員

今回、国のほうで、今までの基準にプラスアルファされたということですね。

それで、先ほど件数の話がありましたけれども、県が全てチェックをする体制を取ることになりますか。

朝田県土整備部長

先ほどの北島委員の質疑につきましては、現在も市町村の方々と調整中ではございます。

新たに課される業務量とかに対して、当然市町村のいろんなお考えもあろうかと思っておりますので、きちんとそのあたりのことを調整しながら、整備を進めていきたいと考えております。

北島委員

分かりました。

安全性を確保するのは非常に重要ですけど、仕事が増えるということも調整していただいて、取り組んでいただきたいと思います。

扶川委員

今の話を聞いていて、補足で聞きたいのですが、どうして山間部のほうが、高さが緩いのですか。

私の地元でも、山の上に太陽光を設置するために土地を買った人が、ユンボを入れて開いている所について不安の声があって、私も現場を一緒に見に行ったことがあるのですが、その下に家があるんです。開発ではない、今は伐採をしているだけだと言いついてるけれど、もし15mもこういう斜面みたいなものが許されるのだったら怖いと、感覚的に思います。

まず、先ほどお聞きしたように、どうして平野部のほうが厳しくて、山間部のほうが高さ制限とか、基準が緩いのですか。教えてください。

山本河川政策課長

ただいま、扶川委員から、盛土規制の基準に関する御質問を頂戴いたしました。

先ほど御説明させていただきました盛土規制の基準につきましては、法律に基づいて設定されているものでございまして、高さの根拠につきましては申し訳ないですが、今資料をお持ちしておりません。

扶川委員

県が規制する場合も、国のルールどおりで、上乘せはしないわけですか。

山本河川政策課長

ただいま、上乘せ規制についての御質問を扶川委員から頂きました。

今、本県で準備を進めております盛土規制の基準につきましては、法律にのっとった基準に基づいて審査を行うものと予定しております。

扶川委員

残土の規制でも、県は、徳島県生活環境保全条例で、独自の面積要件で上乘せの規制をしておりますよね。盛土の上乗せの規制をしてもいいのではないかなと思うのです。それから周辺の環境はどうかと、今申し上げたように、近くに住宅などがある場合は、それも考慮に入れなければいけないと思うのですが、そういう要件はないのですか。

山本河川政策課長

盛土規制の基準につきましては、県の全ての区域を指定する形になっておりますので、一部の住宅が入っているような所も規制の区域という形で、全て網を掛けるような形にしております。

扶川委員

熱海もですけど、災害というのはそこで土地が崩れても、下のほうに流れ下ってきて、住宅を痛めて、被害が出るわけです。

だから、森林を切り開いて開発することによって、下のほうに土砂崩れなどが影響を及ぼすということも、当然考慮に入れた規制でなければいけないと思うんですけど、今の説明を聞いた範囲では、そういうものが考慮されていないように思うのです。そのあたりは、どんなふうに規制されるんですか。

小津県土整備部次長

ただいま、盛土規制法の区域等について御質問を頂いております。

まず、本日お示しした資料の中で、別紙1の区域では、緑色とピンク色に区別してお示ししております。

このピンク色のほうにつきましては、宅地造成等工事規制区域と言いまして、都市計画区域又は集落、その他の地域ということで、比較的家が多いところで考えております。

また、緑色の部分につきましては、特定盛土等規制区域で、住宅等は比較的少ないのですが、道路等があって、そこにも行けるという観点で色分けをしておるところでございます。

そういうことですので、ピンク色でお示ししております宅地造成等工事規制区域につきましては、住宅が連担しているエリアとなっております。

それから、谷とかの勾配が一定以上よりきついエリアとか、比較的被害を及ぼすエリアが大きい所といった観点で、今、指定の箇所を考えてございます。

また、追加で規制を厳しくしないのかといったところですが、今、国のガイドラインに

沿った形で、指定の考え方をさせていただきます。今後、パブリックコメント等を実施する中で、そういった御意見が多数を占めるとか、そういった意見があれば、今後検討いたしますが、現在は国の基準に沿った形で指定を考えてございます。

扶川委員

県が現場に入って検査するわけですね。開発をする場合には、許可する前に入って点検するわけですね。

そのときに、周辺の住宅の状況とか、土砂災害が実際に起こる可能性があるかないか、その開発区域の中に、谷があるかないかとか、そういうものを具体的に見て、もう少し詳細に点検する仕組みを作らないと、エリアを決めただけ、あるいは機械的に一律の高さを決めただけでは、十分な対策にならないと思いますので、この点は意見として申し上げておきたいと思います。

それでは、別のことをお尋ねします。住まいの耐震化緊急支援事業で、今回、補助額1億3,000万円を付けるということです。

枠を超えたから増やすというのですが、これまでの枠はどれだけあって、それをどのように超えたのか、お聞きしたいと思うのですが、総額、対象戸数、手を挙げている市町村の数、そのあたりを説明してください。

美野建築指導室長

ただいま、扶川委員より、11月補正の耐震化緊急支援事業に関する質疑を頂きました。

耐震化緊急支援事業の窓口である市町村と緊密に連携を図りながら、耐震改修補助への追加要望に対応するよう、1億3,000万円の補正を本定例会に提案させていただいております。

具体的に対象戸数を申し上げますと、125戸分を追加するように提案をしております。

扶川委員

これまでが何戸だったんですか。

美野建築指導室長

県の予算で構えていたのが300戸分で、今回市町村の要望がトータルで425戸分ありましたので、不足する125戸分を今回11月補正で提案させていただいたものでございます。

扶川委員

自治体の数や、自治体名が分かっているならば、手を挙げている自治体名を教えてくださいませんか。

美野建築指導室長

今回のタイミングで枠を拡充した市町村につきましては、全部で9市町村から追加の要望がございまして、合計425戸分となったものでございます。

具体的に申しますと、徳島市、阿南市、佐那河内村などでございます。

扶川委員

従来から要望していた所は、余りなかったんでしょうけれど、これでトータル幾らになったのですか。全部教えてほしいのですけれど。

木下委員長

小休します。（11時10分）

木下委員長

再開します。（11時10分）

美野建築指導室長

市町村につきましては24市町村全てが対応する予定でございます。

扶川委員

リバースモーゲージを使う制度も作ったわけですが、今、手を挙げている市町村の中で、リバースモーゲージを検討している所はあるのですか。

美野建築指導室長

ただいま、扶川委員より、リバースモーゲージの対応状況について質疑がございました。

6月補正予算におきまして、耐震改修を控える傾向にある高齢者世帯に対して、初期費用ゼロで耐震改修に取り組むことが可能となるよう土地建物を担保に資金を借入れし、借入人の死亡時に土地建物を売却して元金を返済するリバースモーゲージを活用して、耐震改修工事を行う際の借入額に対する利子を補給する制度を創設しました。

現在の状況は、吉野川市が9月補正において予算を確保し、募集を開始するための手続を進めているところでございます。また、吉野川市の状況を横展開しながら、他の市町村に対しても普及を図ってまいりたいと思っています。

ほかにも検討中の市町村もあることから、緊密に連携を図りながら取り組んでまいります。

扶川委員

事前委員会ですから、ここまでにしておきますけれど、生活保護受給者なんかも対象にできる制度だと思いますので、これが広がっていった資金力のない人も改修ができるような仕組みを普及していただきたいと思います。

こういう耐震改修制度を、施主が安心して利用して、業者もトラブルなく安心して改修工事ができる、そのために、ずっと本会議でも議論してきたことですが、建築士会に委託している耐震改修工事の検査内容の改善と、住民の方がいつでも相談できる行政窓口の設置が必要だということを訴えてまいりました。

検査内容に関しては、工事途中の床とか、壁とか、天井とかを剥がして、中が見える間

に検査するべきだということを申し上げてきましたが、そういう検査については、改善指導していただきましたでしょうか。

美野建築指導室長

ただいま、扶川委員より、木造住宅耐震改修の検査体制について質疑を頂きました。検査体制につきましては、現在、検討中でございます。

扶川委員

分かりました。

是非、今申し上げたように、実質的に機能する検査になるよう、建築士会のほうにも作っていただきたいので、県としてしっかり制度設計していただきたいと思います。

それから相談窓口ですが、建築士会にはたくさんの建築士が所属しておりますが、建築士の方というのは、建物の設計をするわけです。建設業者はその設計に基づいて施工するわけですが、言わば両者というのは依存関係にあり、完全に独立した第三者ではありません。

従いまして、施主から見ると、場合によったら、私が本会議で取り上げた案件がそうでしたが、同じ穴のムジナみたいに見られてしまうこともあるわけです。

ですから、実態は別として、客観的にきちんとやっていただけると信じていても、そう見られてしまう場合もあります。

行政にも施主の相談窓口を設けていただくように求めました。現状では、施主からの相談があったときに、例えば耐震診断の評点の計算をした書類を見せられた場合、それをきちんと行政なりに見て、技術的助言ができるような仕組みにしてほしいということを申し上げてまいりました。この点については現状どうなっておりますか。

美野建築指導室長

ただいま、扶川委員より、木造住宅耐震改修のチェック体制について質疑を頂きました。

現在、木造住宅の耐震改修につきましては、建築士会において技術的な審査をするようにしております。

扶川委員

申し訳ないけれど、お聞きしたことに対する答弁になっていないのです。

建築士会は建築士会として相談窓口を設けているのは知っておりますが、建築士会に対しても意見がある、不満があるというという方もいるわけです。そういう方が今回出てきたわけでしょう。

行政として窓口を設けて、自分たちもきちんと第三者として技術的助言をしますという体制を作ってほしいと申し上げてきたのです。是非、作ってください。今の答弁だと、何も前進していません。

この間、徳島市内の施主の方の所に出向いていただいて、それは感謝しております。あれでまた少し前進しました。建物の耐力壁とみなしている壁の下に確かに基礎がないと、

固定も十分ではないということを現場で確認していただいたわけです。

それで、施工している業者の亀井組も評点を見直してくれました。その見直しの程度が十分かどうかはまだ検討しておりませんが、裏を返せば、前に窓の位置が違っていたということも申しあげましたけれど、検査が不十分だったことが客観的に明らかになったわけです。

それを踏まえて、なるほど施主の不満には道理があったなということが客観的に示されたのです。こういう事例があったのだから、それに対応するように、行政として責任を持って点検する仕組みがいるのではないですか。

こんな当たり前のことができないようでは、信頼回復につながらないと思いますので、引き続き付託委員会で議論します。しっかりした窓口を作っていただきたいと思います。

次にいきます。当初の見込額を超えるということでしたが、以前に県が2000年の耐震基準以前に建てられた木造住宅の数を把握しているかとお尋ねしますと、国において5年に1回の調査をやっているのです、その数字しか分からないということでした。

最近では、令和5年に調査が行われたということですが、その結果が出るのはいつですか。

木下委員長

小休します。（11時19分）

木下委員長

再開します。（11時19分）

美野建築指導室長

ただいま、扶川委員より、耐震化率についての質疑を頂きました。

耐震化率につきましては、5年に1回調査をされます住宅土地統計調査に基づき、耐震化率が出るのですが、5年前と同じぐらいのスケジュール感で言いますと、住宅土地統計調査の結果が来年の年明けに出まして、耐震化率が出るのが来年の春以降ぐらいになる予定でございます。これは飽くまで、5年前と同じスケジュール感でいった場合でございます。

扶川委員

そもそも南海トラフ巨大地震は、今起こってもおかしくないのです。

5年に1回の数字しか分からないので、耐震化対策というのができるのかと、私は根本的に疑問だと思います。

災害時要援護者に対する個別避難計画が努力義務とされてほとんど進んでいない現状についても、この間、徳島県議会防災対策議員連盟の勉強会で22%とかいう数字が出ていましたけれど、それと同じです。

耐震化されていない木造住宅というのは、地震で倒壊すれば、死者や逃げ遅れの犠牲者を生むわけですから、これは両方とも行政の取組の真剣さが問われる問題だと思っております。

市町村が、どのようにこの状況を把握しているのか。例えばマップで耐震化がきちんとしていない所、特に危険な家屋みたいな所も含めて把握しているのかどうか、あるいはしていないのか、数だけでもしているのか、していないのか、付託委員会までに調査をしていただきたいと思います。していただけますか。

美野建築指導室長

市町村がどの程度、耐震について調査しているかにつきましては、耐震改修促進計画が各市町村で定められておりまして、その中で率を規定しており、それぞれ個別で把握しているところでございます。

扶川委員

本当に個々の家を把握しているのですか。率だけではないですか。率が国交省の調査に基づく数字であれば、個々に把握していることにならない、どうでしょう。

美野建築指導室長

市町村の耐震化の把握につきましては、随時戸別訪問とかを行っておりまして、その際に建築年度とかを調査して回っております。

扶川委員

個々の2000年の新耐震基準に合致しない戸数はどれだけあって、その家は、この家、この家、この家だと、固定資産税で建築年数なんかを見たら分かりますから、把握しようと思えばできるわけです。それを踏まえた対策をしなければいけないと思うんです。それぞれの市町村で、旧耐震基準のままで危ない戸数が幾らあるのか、国の統計を待たずに調査して、付託委員会までに教えてください。お願いできますか。

木下委員長

小休します。（11時24分）

木下委員長

再開します。（11時24分）

美野建築指導室長

ただいま、扶川委員より、各市町村の耐震化の状況を取りまとめ、集計するように話がありました。

全ての市町村で、全ての建物の耐震化を把握するのは困難だと考えておりますが、市町村の状況に応じまして、例えば緊急輸送道路沿いであるとか、そういった重要な所について把握することは重要だと思いますので、その辺は促していきたいと考えております。

扶川委員

その辺は、何とおっしゃったのですか。把握して報告するだけですか。

美野建築指導室長

全ての市町村で、全ての耐震化の状況を把握するのは困難だと考えておりますので、市町村の状況に応じまして、例えば緊急輸送道路沿いであるとか、そういった重要な所を把握することについて、市町村に対して促していきたいと考えております。

扶川委員

では、緊急輸送道路上でなければ圧死してもいいのですね。
対策を取らないと言うんですね。

朝田県土整備部長

大切な御指摘を、どうもありがとうございます。

耐震に関しましては、これだけの戸数かつ、いつ起こるか分からないという中では、基本的に、個人が自分事と考えてしっかりと取り組むべき事案であるということを、県土整備部としては、しっかり周知、あるいは啓発を図っていく、これは我々のミッションであると思っております。

一方で市町村の方々、限られた人員の中で、できるだけ我が事のように自分の街を守る、住民を守るためにできることが多少はあろうと、その範ちゅうの中では、市町村こそ知っているであろう、どこが危ないのか、場合によっては生活弱者、そういう方々がどこにお住まいで、どういった環境におられるのか、そういったことを危機管理部局、福祉部局などと連携しながら把握されているものと認識しておりますが、我々としましても県、市町村の総合調整を行う、あるいは市町村を支える立場として、できることがあれば、市町村の相談を受けながら対応してまいりたいと考えております。

扶川委員

分かりました。

非常にすっきり分かりやすく御答弁いただきましたけれども、ただ私が最初に申し上げた問題意識からすると、そうこうするだけの対応でどうかなと思います。

把握しておろうが、しておるまいが、実際に耐震化ができていなくて、震度7の揺れが来たら潰れて死ぬのですから。これは災害弱者にかかわらず、古い家に住んでいたら元気な人でも死にます。

そういう命に関わる問題で死者ゼロを目指そうというのであれば、県が何らかの制度を整備してでも、きちんと把握するような仕組みをまず作っていただきたい。各個撃破でそれぞれの家にどのような問題があるのか相談に乗って、命を守る対策が取れるようにするべきだということを、意見として申し上げておきたいと思います。

引き続き、私もどこかサンプルを挙げて調べてきますので、付託委員会で質問していきたいと思います。

次に、先ほど議論してきた中の、防災・減災対策緊急支援事業について伺います。

津波避難タワー、津波避難経路の整備、備蓄施設の整備、避難所の空調、電源といった支援面に2億円のお金を使うということですが、それについて予定している内訳を教えて

ください。

披田防災対策推進課長

ただいま、扶川委員から、債務負担行為の2億円の根拠について御質問がありました。

先ほど、重清委員にもお答えさせていただいたのですが、今年度既に発注している事業を対象としておりますことから、各市町村で実施した対象事業について抽出を行いました。対象とする地方債の活用を要件としていることから、これらの確保状況を根拠に実質的な地方負担分を算出したものでございます。

例えば、上板町の避難所で設置しましたエアコン、空調設備であるとか、ほかにもあるんですけれども、そういったものを対象としております。

扶川委員

この制度は非常にいいので、これでどのくらい活用が進んでいくかということが一つ議論したいところで、先ほども御意見がありましたが、市町村が使いやすいものにするべきだということでした。

具体的に教えてほしいのですけれども、例えば津波避難タワーを作った場合に、その財源は今回の補助と従来の補助の枠で、何がどう変わるのか、実質市町村が負担しなければいけない部分はどれくらいの割合になるのか、説明していただけたら有り難いです。

披田防災対策推進課長

先ほどの事例の件で、上板町での空調なんですけど、これは対象外でしたので、訂正させていただきます。

次に今回の支援事業につきましては、分かりやすく言うと緊急防災・減災事業債の対象となる事業ということで、ある程度規模の大きいものを対象としてございます。

これまでの事業として、南海トラフ対策の補助事業を我々もやってきたところなんですけど、これにつきましては、緊急防災・減災事業債の対象にならないものを対象としております。

扶川委員

そうすると、比較的規模の小さなものは従来のものであったんだけど、規模の大きいものは市町村の負担が大きいから、それを圧縮する意味で追加の補助をするということなんですね。

今回の補助について言えば、例えば津波避難タワーを作った場合に、何%ぐらいが市町村の負担になるんですか。あるいは借金になるんですか。

披田防災対策推進課長

例えばの話ですけれども、市町村が緊急防災・減災事業債を活用した場合、100%の充当率になりますので、そのうち70%というのは地方交付税措置とされまして、結果、実質負担分は30%、このうち今回の制度では3分の2に相当する部分について県が支援したいと考えております。

扶川委員

ということは、市町村の負担は実質10%ということですね。なるほど、かなり大きく負担軽減がされたと思うのです。

意見だけ申し上げておきたいと思うのですけれども、先日、徳島文理大学の先生から、災害時要支援者の個別避難に関わる360度カメラとか、車椅子に棒を取り付けて人力車椅子にする器具とか、大人が大人を抱っこして軽く運べるバンドを見せていただいて、非常にいいなと思いました。こうした小物類はもちろん今度の制度の対象になりませんが、今後こういうものも支援の対象にしていくことで個別避難計画の後押しになると思います。手当できるものがあれば教えていただきたいし、まだこれから手当しなければいけないものについては、手当してほしいと思いますので、現状と考え方を教えてください。

披田防災対策推進課長

個別避難計画に関する御質問でございます。

個別避難計画におきましては、現状の補助金の中でも、対応できることになっております。

扶川委員

そうすると、今申し上げたものは、基本的に対応できるんですね。

披田防災対策推進課長

先ほどの扶川委員の質問ですが、個別避難計画を市町村が策定する場合の費用というのは、制度として支援の対象でございます。

扶川委員

個別避難計画を、例えばこの方の家に寝たきりの方がおいでで、その方を避難させるために車椅子で避難させなければいけない。避難させる避難路を確認して、避難先までの経路を確認しなければいけない。

そのために市町村が360度カメラを買って、それで避難経路を全部撮り、寝たきりの方でも見られるような画像にして提供する。それから、避難するときに車椅子を引くための棒を付けて、人力車にする。それは安いんですけど、1万円ぐらいって言ったかな、県に1台ありますね。例えばそういった物が必要だということになったら、一人につき一式の機材とか、1回それを作成する費用とかを補助してくれるんですか。

披田防災対策推進課長

今お聞きした中で、360度カメラで避難経路を撮影するということにつきましては、個別・具体的な話を市町村からお聞かせいただくと詳しいところもお話しできるところもあるかも知れませんが、DXの推進というところで、対応可能なところもあるかと思っておりますので、また市町村を通じてお話しいただければと思っております。

扶川委員

また付託委員会で同じように聞きますから、どこまで対応できるのか、具体的に調べておいてください。

それから、機材を補助するとしたら、市町村がやる場合に、その機材は市町村が買うのでしょうか、それに対してどのぐらいの割合で補助をするとか、それを実際に使って、歩いてその動画を撮影するとなったら人件費が要りますから、これを誰がみるのかとか、調べておいていただきたいと思います。

長池委員

扶川委員の質問の中で、きちんと聞いていなかった部分もあって確認したいことがあるのですが、耐震化の数の話をしていたのかな、各市町村で、率ではなくて戸数を教えてくれと言ったんですかね。

（「耐震化されていない住宅」と言う者あり）

耐震化されていない住宅。答弁としては、把握するのは難しいという答弁だったのかね。

朝田県土整備部長

どの家がどこにあるかとか、そういったところまでを県として把握することは困難と申し上げましたが、例えば国で行われている統計などの数字は、5年に1回ではありますが、急激に変化するような状況ではございませんので、そういった数字を把握することは可能でございますし、必要なことであると考えております。

長池委員

国が統計を取って把握している数字はあるのですか。

高島県土整備部次長

5年に1回ですけれども、総務省におきまして、住宅土地統計調査をしております。その中で、例えば耐震化に関するデータでありますとか、空き家の数とか、そういう住宅、土地に関するデータを調査しております。最新は令和5年に調査しておりますけれども、分析に時間が掛かっておりまして、耐震化については来年以降にデータが公表されるようになっておりますので、耐震化率につきましては平成30年度のデータをベースに、徳島県が把握している耐震化率81.9%を使わせていただいているところでございます。

長池委員

そういった全体の数字は分かるけれども、個別で、どこがというところまでは把握しかねるということに対して、扶川委員は言われていたのですね。私は、市町村が住宅地図に落とし込んで把握してもいいと思って、これまでずっと議論してきたのです。そもそも、地震があったら、壊れていないかとか、全戸調査するのです。それに、全国いろんなところから集まって調査して、罹災証明を付けたりしているではないですか。ある程度どこのエリアが危ないか、それを事前にやっておけば、例えば私は小松島市ですけど、小松島

市でも何々町の何々エリアは耐震化できていない家が20戸ぐらい集まっているとかが分かっているならば、防災に対しては、事前の準備も非常にしやすいのかなということですと、いろんな機会でも議論してきました。

そういうのを市町村が全くしていないのか、している市町村もあるのか。それを、どこまで県は把握できているのか。

（「石井町は全部」と言う者あり）

石井町は全部しているのですか、すばらしい。できるところはできるのです。そのあたりの現状を教えてください。

（「公表はしていない」と言う者あり）

公表はできないのですか。

高島県土整備部次長

県では、平成16年から木造住宅の耐震改修を始めておりまして、年度は分からないのですが、耐震を進めるための戸別訪問において、住宅地図に建設年度を落とし込んで準備していた市町村はあるのですが、戸数が何戸かと言われますと、住宅総数が38万戸ぐらいありますので、ここが耐震できてないとかいう数の把握は難しく、先ほど扶川委員に言いましたけれども、耐震改修促進計画を市町村が策定する時に、個別の市町村によっては、把握していると思われますが、どのぐらいできているかということは今、データとしては、持ち合わせておりません。

長池委員

分かりました。

多分どんどん次のステージに行っていると思うんです。

朝田県土整備部長がおっしゃったように、個人の責任の部分が一番大きいんですが、補助金をどんどん個人の家の耐震化に出している時代です。昔は、個人の資産計上になりますから出せなかった、でもそういうのを言っていられない、そこに命があるって扶川委員がおっしゃったけれど、そのとおりです。

だから、どんどん次のステージに行って、38万戸ですか、全国の中で言ったら下のほうです。下のほうという言い方はおかしいな。非常に恵まれた環境です。

38万戸しかないのです、調べやすい。そのうちの耐震ができているのが八十何%あるのだったら、本当に調べなければいけないのは何%か大体分かった。だから、ほかの県よりも少なくても済むし、ほかの県よりも、南海トラフ巨大地震が目前に来て危機が迫っているという、一番やらないといけないことではないかと思います。

石井町は、ある程度できているという声もありましたが、できていない所もあると思います。

徳島市は広いですし、戸数も多いし、なかなかできにくいとは思いますが、県の方針としては、そういうことをしっかり後押ししていく、指導していく、更には制度を変えてでもという御意見もあったのですけれども、そのぐらいの意気込みで次のステージに行って、本当に死者ゼロを目指してほしいと思います。

さっき、避難困難者ですか、個別避難計画、これは個人の個別の計画を立てようとして

いるので、まだ家のほうがやりやすいと思いますので、どんどん次のステージに行ってください。

本当にゼロを目指しませんかということを、議論を聞いていて思いましたので、付け加えさせていただきました。

岡田副委員長

1点、観光資源の道路としても非常に重要な核をなす、鳴門市の鳴門公園線の黒山・中山バイパスについて、今、入口の所は工事着工してくれています。先般、そのエリアにあります病院の院長先生が、実はあそこの道路ができることによって自分たちは助ける側になれるけれど、現状だったら、大毛の海岸線にありますので、橋が崩落したりとかしたら、自分たちは孤立してしまって、この間の能登のような状況、籠城状態になって、助けてもらう側にしかねないというようなお話をさせていただきました。

先ほど重清委員のお話でもありましたが、確かに道が1本あることによって救える命はたくさんあるし、徳島県でその道を作ろうという動きは非常にあるけれど、後手後手になっているのが現実なのです。それにその道路自体も、それこそ20年、30年前から、その道路が要するという案が出ていたけれど、なかなか進んでなかったという現実があって、その時の観点は、観光資源としてで、道路が通ることによって、観光エリアの導線が変わると言われていたんです。

今、現実として、昨日も地震がありましたし、いつ地震があるか分からないし、そのエリアには、高齢者の方たちを預かってくださっている病院がたくさんありますので、そこの方たちが逃げる道というのにも含まれるし、助けてもらえるという部分もそうです。ただ、医者の方からしたら、自分たちが助けに行くこともできるというような御意見も頂きました。いろんな観点から、その道を早く作ってほしいという要望を頂きましたので、現状、防災の観点から、黒山・中山バイパスというのは、どのようになっているのかということと、それが抜けることによって鳴門市もすごく変わってきますので、現状どうなっているか、教えてください。

鈴江道路整備課長

ただいま、岡田副委員長から、県道鳴門公園線黒山・中山バイパスの整備状況についての御質問を頂きました。

県道鳴門公園線黒山・中山バイパスですけれども、これまでに国道11号から鳴門市三ツ石までの小鳴門大橋を含む4.6kmについては、4車線を完成させているところでございます。

そして現在、残る三ツ石地区から黒山地区までのトンネルを含む1.6kmの区間について、早期の事業効果が発揮できますように、暫定的に2車線で整備を進めているところであります。

現状ですけれども、現地におきましては地図混乱がありまして、その中で地図混乱の解消に順次努めておりまして、用地取得を行っております。

また境界紛争、相続などの問題もありまして、用地取得に至っていない箇所がございますので、引き続き、これらの問題解決と交渉を重ねてまいりたいと思います。

それと、現在進めている工事につきましては、岡田副委員長の御発言にございましたように、黒山地区の起点側からバイパス工事の一環として排水工事を行っているところでございます。

岡田副委員長

分かりました。

現状は非常に困難で、用地買収がなかなか進まないから道路の進捗状況が進まないという理由は分かりました。ただ、道路ができることによって救われる命もありますし、また救ってもらえる、活動をしてもらえる可能性と言いますか、そういうことをしたいとおっしゃっていただいている場所でございますので、是非早く開通することを要望して、終わります。

木下委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

これをもって、防災・環境対策特別委員会を閉会いたします。（11時42分）